

再び南梁漢比丘守溫について

三 沢 諄 治 郎

- 一、問題の経路
- 二、南梁と梁山
- 三、岡井博士の見解
- 四、趙蔭棠氏の説
- 五、疑問と追考

一、

敦煌出土文獻の中に「南梁漢比丘守溫述」と題した三紙片の音韻関係書があり、フランスのペリオが之を入手して、現にパリ國家圖書館に所蔵する。江陰の劉復博士は歐洲留學中に之を手寫し、それに因つて「守溫三十六字母排列法之研究」(注一)を發表したが、帰國後、一九二五年に「敦煌掇瑣」(注二)三輯を編した際、その下輯に「守溫撰、論字音之書」と仮題し、三片の内容全部を收録した。

この論字音之書は多くの反響を呼び、一九三二年には羅常培が

「敦煌寫本、守溫韻學殘卷跋」(注三)と題する一文を草して詳細な考証を試み、一九三六年五月には魏建功氏が「十韻掇瑣」の序(注四)の中でこれを論じ、同年(昭和十一年)十月には日本の岡井慎吾博士が雜誌「斯文」(注五)で之を紹介し、且つ解するところがあった。魏氏は羅氏の附題した「守溫韻學殘卷」の名を以て呼び、岡井博士は劉博士を襲つて「論字音之書」という名称を用いた。(岡井博士は直接「敦煌掇瑣」に掲つたので羅氏の文を見てはいない。)

その内容が三十六字母の成立に深く關係し、且つ、韻鏡型四等分類の初見のものであるなど等韻學上いかに貴重なものであるかは今更言うまでもないが、ここでは姑くその点を論ずることをやめ、その初行に見える「南梁漢比丘守溫」なる署名の解だけに主力を注ぎたい。

ところで、劉復博士は前記「三十六字母排列法之研究」において出土の三紙片はその紙色および字蹟から判じて、斷じて唐季の寫本であるとした。それに従えば、守溫在世時の見當をほぼ唐滅亡以前

とすることが出来るわけで、別に旧来、守温を唐末の沙門と言いつたのと背馳しない。されば残る所の問題点は「南梁漢比丘」の解に帰着するであらう。

二、

そこで、まず、韻学残卷の「南梁」という名であるが、羅氏は、《A》「唐代以後、朱温（注6）が国号を梁と云ったけれども、その始めは開封に都し、繼いで洛陽に遷っている。いずれも南という名を以て冠することができないから、南梁は決して朝の名でないことがはっきりしている。」

と言ひ、次に南梁を州縣の名と見ることにについては、同氏が、

《B》「唐代に至り、郡邑で南梁と称するものは、武徳四年に潭州を分けて南梁州を置いたが、その地は湖南省宝慶縣の北であつた。然し、貞觀年間に更めて邵州と名づけ、天寶の初めには又改めて邵陵郡としたのだから、唐末には南梁という名称が用いられているわけがない。」

《C》「又、梁縣は、隋代に豫州の襄城郡に属していたが、唐の貞觀元年には省いて承休に入れ、又、承休を更めて梁といった。その地は今の河南省・臨汝縣の西四十里に在る。」

《D》「案ずるに、史記の田完の世家に『秦の孝公の二年、魏が趙を伐つた。趙と韓とは親しいので共に魏を撃つたが趙は南梁で戦

つて利あらず」とあり、索隱に「晉の太康地記に曰く、戦國時代に梁を南梁と謂つたのは、これを大梁と少梁とに別けたのである。」正義に「括地志に云う、故梁は汝州の西南二百歩に在り、晉の太康地記に云う、戦國の時、南梁と云つたのは之を大梁と少梁とに區別したのである。」と考え、更に史上の「梁」という地名をあれこれと挙げ、

《E》「そういうわけだから、ここに云う南梁とは、或は晉の太康地記（注7）に云つた所のように臨汝の西の故梁縣を指したのであらうか」

と、即ち羅氏の解では、大梁（開封）に対する少梁の意味で、開封よりは南であるから南梁と云つたのだらうというので、いかにも随たる決定にはいたっていない。

更に、明の真空の「篇韻貫珠集」の中の「字源歌」に見える所の「字母は温公・舍利伝えたり」や、

「後に梁山の温首座あり」

の温公・温首座を守温と同一人と見て、

《F》「ここにいう所の梁山は、守温の柱錫した山を指すか、そもそも唐・山南道の萬州の鳳縣を指すか、或は南梁という名から展転訛したのか、疑問は急に解決し難い。」

と、これも亦決定に到っていないが、四川省の東部にあたる萬縣の西

梁山縣を仮りに指して居る点は注目してよいであらう。

《G》「漢比丘」については、「若し沙門鬚經の題名の例を以て之を求めれば、即ち漢比丘は「天竺沙門」と區別したわけである」と、至極あつさり扱っている。

三、

一九三六年、岡井博士はその「僧守溫の撰べる論字音之書の研究」で、

《イ》「この論字音之書には南梁といひ、貫珠集には梁山とあるから劉鈞仁の中國地名大辭典を検すると

○南梁 郡名 北魏置、今安徽・全椒縣東南。また北魏置、今安徽・合肥縣東北。（今一は南宋に置かれたのだから引くに及ばぬ。）

○梁山 鎮名 在安徽・和縣南梁山下。（他は四川や山東やらのもの）

とあり、方輿地圖でも全椒縣と和州とは隣接して居るから、同一の地を兩様に表したと思はれる。即ち安徽省の巢湖の東北で蕪湖（地名）の北だ。漢比丘は支那人たるを示すかに思はれるが、この方面には私は無智識なるを恥ぢる。」

と云われた。博士は一つの地点を南梁ともいい、又、梁山とも云ったのだらうという考から、兩者の合致しそうな所を求めたわけであ

る。そのために前記した羅氏《F項》の「萬州の屬縣」かと標示した四川省の梁山縣を博士は全く問題外に置かれたのである。

ここで筆者自身の管見を述べるのは甚だ厚顔でもあり又實際に隙間だらけの所論なのであるが、岡井博士から贈られた抜刷によって疑問を醗酵させられて居った筆者が、恩師易賀から更に六年後の昭和二十六年（一九五一年）に「南梁漢比丘守溫について」の一文を雑誌「説林」（注8）に投じたので、發表の順序に従つて敢えて卑見の大略を述べることにする。

《ロ》まず、岡井博士が告白せられた通り「漢比丘」という表現が私には甚だ不審であつた。當時はまだ前記した羅氏の説をさえ見ても居なかつたので、私は私なりの考から中國仏敎史の専門家であられる京都大学の塚本博士へ人を介して示教を乞うたのである。塚本博士は、これは南梁の漢比丘ではなくて「南梁漢の比丘」の意であるという斬新なアイデアを与えられた。そして、唐代淨土敎に「梁漢の禪師」なる人物がある由をも併せ示された。そこで「梁漢」という地域名について調べて見たところ、梁と漢との地名は昔から錯綜し或は一括して称せられた傾向に在り、古えの「梁州」というのは陝西から湖北・四川にまで及ぶ広い範圍で、歷朝の梁州の中心治所は陝西省の南鄭（今の漢中）か或は四川省の保寧かであつた。隋代には梁州を廢して漢川郡と更えたが唐の初年（武徳元年）にな

ると直ちに梁州の名に復し、天宝元年には漢中郡と改めた。(注9) 即ち狭義の梁州は陝西省南部の漢中の地域であつたけれども広義の梁州は更に四川省の東北部、湖北省の西北部をも含めて居たのである。して見ると、梁漢の地域の南部といえ、右に挙げた四川省・湖北省に属する部分がそれに当るから、今日も「梁山県」の遺存する四川省の東部、萬縣の附近がちょうどそれに当るようである。これは羅氏の(F項で)仮りに示したのと同じ場所になる。その上の考は要するに岡井博士と同じく南梁と梁山とは同じ場所を兩様に示したものである。

四、

然るにその後一九五七年に到り、上海の商務印書館から趙蔭棠氏の「等韻源流」が刊行せられ、書中に於いてこの問題に対しても豊富にして明快なる論述が展開せられた。尤も、この件を扱つたのは本書の附録第二に位する独立の論文に於いてであり、その論文は「守溫韻学殘卷後記」と題せられ「一九三九年十二月十三日、於韻略堂」という日附があるから、その成立は前掲の岡井博士の論文から見るとさつと四年後に當るもので当時然るべき雜誌に発表せられたらうと思うが、「等韻源流」巻頭の自序には「一九五七年一月二十四日」と記しているので、それは「説林」に送つた卑見より更に六年後にあたるばかりか、この名著も刊行当時の國際情勢からわれわ

れには入手が困難であり、大分おくれてやっと架蔵の喜びを得たのであつた。

それは兎に角として、趙氏の説は従来の羅氏の考察をこまかく批評し、新見を採り入れ、その決するや明々快々、真に胸の遠く思ひのするものである。今その結論を、自記の新序の中から抜いて拙訳を試みると、

《1》「三十六字母の創始者についてはいろいろな説があるが、敦煌から守溫韻学殘卷が出たので守溫が字母を創めたという説は漸く確実な証を得たことになる。然し、元明の等韻家が守溫を梁山の溫首座と稱したのに対し、今殘卷は題して「南梁漢比丘守溫述」として、新しい証挺の「南梁」と旧伝説の「梁山」とは、たまたま一つ所に出会つて混雜状態になっている。一体、「梁山」と「南梁」とは別々の土地であるのか、それとも名を異にしながら実は同一の地なのか。私は仏家の文獻によつて考証した結果梁山寺はもと湖南の武陵縣(注10)に在り、南梁州はこれまた今の湖南・宝慶縣の地で、従つて守溫は南梁の人で梁山寺に入つて僧となり首座に任ぜられたものと判断する。首座は方丈と違つて寺院の部内での地位は決してそんなに高いものではない。仏教の記録類に彼の事蹟の記載がないのは大方そのためであらう。守溫の時代は、私の考では唐末に生れ宋初に死んだものと思う。であ

るから此の残巻に載せた字母の数は僅かに三十で、彼の初期の作と思われ、字源歌に彼が「娘・幫・滂・奉・微・床」の六母を益したと云つてゐるのは、宋に入つてからの修正であらう。この間のいきさつは私の「守溫韻学残巻後記」に詳記してある。本編の附録二が即ちそれである。」とある。

《2》次に、右の「残巻後記」では、第一に釋常培の考察を詳かに紹介したのち趙氏自身の討論を展開し、

「羅氏がためらつて決する所の無かつたのは実に梁山の所在がわからなかつたためである。蓋し、中國で梁山と名のつく所は八九ヶ所を下るまい。字源歌に梁山とだけ載せているので、そのために人をして何処を指すのかわけがわからなくしている。今案するに、守溫が挂錫した所の山は乃ち湖南・武陵縣（三沢注、今の常德縣の西）の梁山である。」

と結論したが、それには常德府志を引いて「陽山、一名梁山」とあるの目をつけ、「仏祖道影」及び「五灯全元」に見える「梁山縁觀」という仏僧を探りあて、この梁山は山名であると共に僧名でもあることを知り、その次々の法嗣に「梁山巖」「梁山善翼」「梁山簡」などの人名をあげ、これらは均しく釈籍に見え、

「人傑にして地靈なるが故に、則ち梁山寺の當時に著名であつたことは考を得つまでもなく知ることができる。況んや『伝燈録』

などの書に梁山寺に極盛の時があつたことを留て載せているではないか。（注11）字源歌に守溫を稱して『梁山溫首座』といったが、これは釈門の消息互に通じ合うことを語つて居り、われわれ學者の知ることのできぬ所を知つてゐるのである。ただ守溫の名は釈家の書籍に見えていない。蓋し、釈家の書に載つてゐるのは何れもよく仏理を發明した者に限られ、守溫の如きは單に音字の末技を學んだ者に過ぎないから此の例に預かることができなかつたであらう。」

《3》「梁山寺が既に湖南・武陵に存在している以上、残巻に署した南梁は、当然『武徳四年に潭州を分けて南梁を置いた』（注12）その南梁であるべきで、晉の太康地記に云う所の如き臨汝の西の故梁縣でないことは甚だ明らかである。思うに南梁州は今の湖南・宝慶縣に位し、守溫が此の地から梁山に赴くには数日の道程しかないので、宛かも縁觀が同安觀志に教を受けたようなものである。われわれはここで一結論を得ることができる。曰く、守溫は南梁の人で、梁山寺に入つて僧となり首座に任ぜられた、と。」

《4》この外、趙氏は曾て劉博士が講じたという三十六字母の音価に就いて、そのうちの敷母と微母とが中國語中、湖南方言だけに「F」「フ」として残つてゐることを例証として挙げている。そ

の問題自体はなお詳細な研究を要するものではあるが、守温と湖南とを結びつける一要件として注目すべきであろう。(詳しくは等韻源流四六・四七頁参看)。

《6》又、趙氏は敦煌出土の三紙片を写真によつて精査した結果、第一・第三片は同一人筆、第二片は別人筆と判じ。又、第二片の文字間に「樓子」という宋僧のサインらしいものが見えるところから、原件が宋人の筆でないかと疑っている。

五、

以上、守温をめぐる「南梁と梁山」との問題について趙氏の考説を紹介した。梁山を「梁山寺」の義であると解し、單たる県名や山名でないことに着目したのが氏の新見の中心ポイントであった。梁山寺が存在するのならば、字源歌の「梁山温首座」が「梁山寺の温首座」の意であろうことが極めて自然に納得せられる。而して梁山寺に最も近い「南梁」なる地名の搜索範圍が非常に狭くなることも当然で、趙氏が湖南の宝慶県の古名であると断じたのも順序としては一応認めざるを得ない。かくて、南梁と梁山との問題は見事に解決せられたかのように見えるが、それにしては尚一・二の疑雲の去来するのを奈何ともし難いのである。

《第二》趙氏によれば、守温の在世は唐季から北宋に及ぶであろうとしている、今仮りにこれを認めるとすると、守温の享年をこれ又

仮りに八十歳と見積つた場合、「五代」五十年を中心に「北宋」に入つて十年と見ると、その生れたのは「唐」滅亡前二十年頃という計算になる。而して、湖南・宝慶は羅氏の考証によれば、唐初の武德四年(六二一年)に南梁州が置かれたけれども、貞觀年間(六二七—四九) (注13)には早くも名を邵州と改めたとある。その南梁といわれたのは僅かに六年乃至二十八年間に過ぎない。その名が改められてから二百五十年も過ぎて生れた守温がどうして南梁という地名を自己の名の上に署したのであるうか。これは既に羅氏も否認して居り(B項)、筆者も亦納得し難いところである。即ち「南梁と梁山」の問題のうち、梁山はよいが南梁に關してはまことに筋が通らない。岡井博士は南梁という古名を二ヶ所(全椒の東南・合肥の東北)挙げられたが何れも北魏の古えに置かれたものであり且つ安徽省の壽州(豫州ともいう)にも南北朝時代に南梁郡が置かれ、四川省の保寧(閬中縣)にも南朝の頃に南梁州が置かれたとある。而もこれらの何れもが唐末までその名を残したという形跡は無い。

われわれは、日本の推古朝に有名な烏(止利)仏師があり(六〇五年)、その祖父「南梁の司馬達等」が繼体天皇の十六年(五三二年)に来朝帰化したという言い伝えをもっているわけであるが、この「南梁」も亦、時恰も南朝の梁代にあたるので、それが朝名であ

るのか、それとも達等の故郷であるのか判断しかねるのである。

ひるがえって、守温が自己の郷里の南梁という通か昔の古名を懐しんで使用したとも考え得ることであつて、例えば日本の奈良が七代七十余年の都であつたことから、南都とか平城とか今も呼ぶのと比較することも不可能ではなからうが、事情はおのづから違うのであるまいか。中国には南梁という古名が各地に多いのである。この点について一応の筋道が明らかにされない限り、にわかに同調することのできぬものがある。

《第二》「漢比丘」という表現に対しては、羅氏は(F項)「天竺沙門」と同趣同例のものと観て居り、趙氏もこれを紹介したにとどまり、触れる所が少なかつたのは、やはり羅氏の見解に同意せられたと見える。が、果して当時唐僧などに「漢比丘」云々という表現を用いる必要とその用例があつたであらうか、甚だ疑問に思う。あつたとすれば、同じような実例を幾つか挙げて欲しかったと思ひ、やはり一つの疑問として残るのである。

《第三》右の二ヶ条の疑問に対して私は強いて自説に執着するわけではないが、さきに述べた(第三節、ロ項)「南・梁漢の比丘」とする観方を今も捨てかねるものである。「梁漢」という地域名がある以上、その南半を指したものが「南梁漢」だと考えれば「漢比丘」なる異例な表現問題は霧消してしまい、極めて自然な帰結に到達

するのではないかと思う。「梁漢」については、さきに塚本博士の例示せられた唐代の「梁漢の禪師」の外、「和名類聚抄」(十卷本)に施された狩谷徹斎の箋注にも一例のあることを発見した。(詳しく調べたらまだ有るかも知れない。)即ち「和名抄」卷六、染色具の項「紅藍」の注に、

「開宝本草云、紅藍花生梁漢及西域、一名黃藍。」

と見える。今、開宝本草の現本を直接観る便宜は持たないが、開宝という年号から見て、北宋の初めのものであることが推測せられ、当時「梁漢」という語が通用した一例証にはなるだろう。但し、趙氏の示された梁山寺との関係については全然結びつきがないのを遺憾とする。湖南方音に関しても同様である。

《第四》「漢比丘」という表現については、他にもう一つの見解がある。これは敦煌學に学殖豊かな畏友寺岡博士の着眼によるのであるが、——若し「南梁」という地名が存在したとするならば、それに続く「漢比丘」というのは、やはり「漢人の比丘」の義で、恐らく敦煌の寺院内で起草せられたために特に漢人たることを表示したのではあるまいかというのである。蓋し当時敦煌には多くの西域僧が住んでいたと思われるから、これと区別するために「漢比丘」と記すことは場所柄あり得ることだと考えられる。殊にこの原品が敦煌から発見せられて居り、他には何れの地方にも何れの時代にも見

当らないことを考え合わせると、この着眼は熟慮の値を有するものと思うが、まづ以て第一・第二の疑問を解決した後に考慮すべき一案件であらう。

×

以上、この問題について取り立てて観るべき進展は無いが、近年刊行せられた「等韻源流」の新説を組み入れて、ここに此の問題を整理し反芻し、窮極の疑問点があるかを明らかにしたことは今後の研究の進展の上に必ずしも徒事ではなからうと信ずる。

(1966.10.16)

(注1) 国文学季刊、第一巻、第三号。

(注2) 民国十四年、中国科学院考古学特刊、第五号。

(注3) 民国二十一年、国立中央研究院历史语言研究所、集刊、第三本第三分。

(注4) 民国二十五年、北京大学。

(注5) 昭和十一年、「斯文」第十八期、第十号。

(注6) 五代、後梁の太祖。

(注7) 太康は晉の武帝の年号。

(注8) 昭和二十六年十一月、立命館文学会編輯、第三巻、第十一号。

(注9) 旧唐書、地理志、「山南西道」の項による。

(注10) 洞庭湖の西、今の常德県。

(注11) 伝灯録には「梁山寺」という表現はないが、梁山何々という人名が七見する。(大正新修大藏經、第五十一巻、史伝部三)

(注12) 旧唐書、地理志、「江南西道」潭州の項による。

(注13) 旧唐書、地理志には、武徳七年、南梁を改めて邵州と為すとあり。さすれば、南梁という名は四年間存在したに過ぎない。